

巡回診療の日数制限について

厚生労働省 医政局総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

浜松市のご提案について

浜松市のご提案

週2日以上巡回診療を行う場合、構造要件・安全管理体制を担保する代替措置を講じることにより、診療所開設と同等の安全を確保することで、診療所開設を不要とすることはできないか。

(詳細)

構造要件：巡回診療を実施する医師が巡回診療先の施設管理者（公民館等）に対して指示を行うことで、医療法が求める要件を担保する。

安全管理体制：巡回診療を実施する医師が、医療の安全を確保するための指針の策定や従業員に対する研修等を行う。



見解

- 診療所を開設せず実施計画の提出のみで巡回診療を実施する場合については、医療法上診療所に求められるすべての構造要件や安全管理体制に係る事項を要件としておらず、診療所開設届の提出がされないため、要件の充足性について確認することができない。
(※実施計画書においてはすべての項目について提出を求めている)
- 仮に医療法上診療所に求められるすべての構造要件や安全管理体制に係る要件を充足している場合は、それを以て診療所を開設していただくことが可能。

日数制限の運用に係る実態調査

調査概要

(目的) 通知中、「①定期的に反復継続（おおむね毎週二回以上とする。）して行われることのないもの又は②一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの」という部分に係る運用について把握すること

(対象) 都道府県及び保健所設置市（有効回答：計70自治体）

(方法) 電話調査（R4.9）

調査結果

日数制限の運用状況については以下のとおり。

- ①について毎週二回以上、②について継続三日以上の運用を認めている場合がある（※）自治体数：33
 - ※ 実施日数に関わらず計画書を受理、通知で示している日数より多い独自日数を設定、個別事情に応じて柔軟に運用等
- 個別事情に応じて、①について毎週二回以上、②について継続三日以上の運用を認めている場合としては、以下のような回答があった。
 - ・ 高齢医師の廃業等により一時的に医師不在となる地域が生じた場合
 - ・ 医師確保対策を行った上でも医師の確保が困難であって、一定期間医師不在となる場合 等

調査を踏まえた対応方針

対応方針

- 通知で「おおむね」と記載のとおり、日数制限は目安を示しており、自治体により柔軟に運用されている。
- 運用については自治体ごとの個別具体の事情に即して行われるべきものであるが、浜松市をはじめとして、解釈に疑義が生じる場面もあることから、一定の考え方の明確化を行うこととしたい。
- 具体的には、「おおむね」という記載については、以下の要素を考慮して解釈されるべきものであることを通知上明確化することとしたい。
 - ・ 時限的な措置であること
 - ・ 医師確保の対策を行っていることを前提として、
 - ・ 医療提供の機会を確保する必要性が高いという事情があること